

十日町市設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式試行要綱

平成31年 3月22日

十日町市告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、十日町市が発注する建設工事において、効率的かつ合理的な設計及び施工の実施並びに工事品質の一層の向上を図るために、設計と施工とを一括して同一の者に発注する方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計・施工一括発注方式 構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括で発注する方式をいう。
- (2) 詳細設計付工事発注方式 構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括で発注する方式をいう。

(対象工事)

第3条 設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式による工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる基準により選定した工事であって、十日町市請負工事指名審査委員会規程（平成17年十日町市訓令第31号）第1条に規定する委員会が適当と認めた工事とする。

- (1) 現地の地形、地質等の自然条件が特殊であり、仮設工法、掘削工法等の施工者のノウハウを活用する必要がある大規模な工事
- (2) いくつもの工事が輻輳する等、現地の工事間の調整について施工者のノウハウを活用する必要がある工事
- (3) 工場製作が大半を占め、細部の詳細設計、組立図等において製作者及び施工者の固有の技術が活用可能となる工事
- (4) 現地における情報が限られており、施工者に設計を委ねることで、効率的かつ合理的な詳細設計及び施工が可能となる工事
- (5) 工期に制限があり、施工者に設計を委ねることにより、著しく工期短縮が可能となる工事

(入札の公告)

第4条 市長は、対象工事の入札を実施しようとするときは、次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 入札をしようとする工事が、設計及び施工を一括して同一の者に発注する工事であること。
- (2) 設計等を実施するために必要と認める資格を有する設計技術者の配置を条件とすること。

2 十日町市が示した仕様、性能、設計等に係る図面、仕様書等の内容に基づき、工

事の施工に必要な設計（予備設計、詳細設計等を含む。）、施工方法等の技術提案を条件とした場合は、十日町市総合評価落札方式試行要領（平成20年十日町市訓令第2号）の規定を準用するものとする。

（設計委託費用）

第5条 対象工事の発注にあたっては、適正な設計委託費用を工事費の積算内訳に含めるものとする。

（共同企業体の取扱い）

第6条 対象工事の共同企業体についての取扱いは、十日町市建設工事共同企業体運用基準（平成17年十日町市訓令第50号）の定めにかかわらず、別にこれを定める。

（その他）

第7条 この告示に定めのない事項については、別に定めるもののほか、十日町市入札執行等事務処理要領（平成17年十日町市訓令第47号）及び十日町市制限付一般競争入札実施要綱（平成19年十日町市告示第146号）に定めるところによる。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。